

令和3年度 第1回名護市地域公共交通協議会
議事録

【開催日時】令和3年7月 20 日(火) 14 時～

【開催場所】名護市役所第1、2、3会議室および WEB

【出席者】21 名

	組織	役職	氏名	出席	代理出席
会長	名護市	副市長	金城 秀郎	○	
副会長	琉球大学工学部	准教授	神谷 大介	○	
委員	内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室	室長	齋藤 洋一郎	○	
	内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課	課長	小谷 和史	○	
	内閣府沖縄総合事務局北部国道事務所	副所長	屋我 直樹	○	
	沖縄県企画部交通政策課	課長	金城 康司	○	
	沖縄県土木建築部北部土木事務所	所長	桃原 一郎	○	砂辺 秀樹
	名護警察署交通課	課長	金城 広樹	○	比嘉 聡
	一般社団法人沖縄県バス協会	専務理事	慶田 佳春	○	
	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	事務局長	津波古 修	○	
	私鉄沖縄県労働組合連合会	執行役員長	喜屋武 悟	○	
	沖縄バス株式会社運輸部業務課	課長	名嘉山 敬雄	○	
	株式会社琉球バス交通経理部統計課	次長	小橋川 共隆	○	
	株式会社北部観光バス観光事業部	次長	宮城 敦	○	
	株式会社丸金交通	代表取締役社長	運天 健	○	
	合資会社北部観光タクシー	代表	湖城 秀實	○	
	名護市区長会	会長	大城 將計	○	
	名護市老人クラブ連合会	会長	宮里 繁	—	
	名護市商工会	会長	山端 康成	○	照屋 貴大
	公益財団法人名護市観光協会	理事長	前田 裕子	○	
	社会福祉法人名護市社会福祉協議会	会長	野原 健伸	○	
	第一マリンサービス株式会社	代表取締役	熊坂 俊彦	—	

議題(1) 規約の制定について

〈質疑応答〉

番号	委員	事務局
(1)-1	協議会構成員について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第 6 条第 2 号に「関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者」とあるが、港湾管理者が参加していない。法律上参画が必要であると定められているため、参加いただくようお願いしたい。 (齋藤委員)	その方向で検討を進める。
(1)-2	規約において、会議の議決の方法が記載されていない。(小谷委員)	議決の方法は全会一致として考えている。

議題(2) 副会長・監査委員の選任について

- ・規約第6条にて「副会長は委員のうちから会長が指名する」と記載しているため、会長は副会長に琉球大学神谷先生を指名し、了承を得た。
- ・第 14 条にて「監査委員を 1 名置き、会長が別に定める」とあるが、会長が監査委員に名護市総務部財政課長を指名した。

(3) 財務規程及び事務局規程の制定について

全員異議なし。

(4) 名護市地域公共交通協議会 令和3年度予算(案)について

全員異議なし。

(5) 名護市地域公共交通計画作成の進め方(案)について

〈質疑応答〉

番号	委員	事務局
(5)-1	今年度は地域公共交通計画策定とコミュニティバス実証実験の実施と認識している。名護市には既存の公共交通が運行しているため、それも踏まえて公共交通計画の策定をお願いしたい。(小橋川委員)	名護市全体の地域公共交通計画を策定する上では、路線バス事業者、タクシー事業者と連携すべきと認識しているため、今後計画策定について関係各社と意見交換をしながら連携を図る。
(5)-2	実証実験において、データ取得やアンケートの実施を経て公共交通計画を策定すると認識しているが、公共交通計画案が第3回協議会での提示となっているため、作成プロセスなどは、第2回の段階から提示していただきたい。 また、目標実現のための施策について第4回での提示予定となっているが、今回もしくは第2回の段階から具体的に提示していただきたい。例えば、渋滞緩和のための公共交通なのか、交通弱者のための公共交通なのかによって、どのようなサービスを提供しなければならないかは異なる。現状や課題認識と目標の設定を早めに提示していただきたい。計画策定については、データ・アンケートの内容も踏まえながら適宜進捗を報告いただきたい。 (神谷副会長)	実証実験の結果は、計画の中に含めたい。 目標実現のための施策については、早めに資料を提示していく予定である。
(5)-3	計画はあくまで手段であるため、実りある計画にしていくために、早めに計画の案を提示していただきたい。国土交通省の計画策定の手引もぜひ参照いただきたい。 資料5の 1. 目的および手段において、「適切な乗合旅客輸送」との記載があるが、乗合旅客に限る必要はな	ご指摘の通り、乗合旅客運送に限らず様々な交通手段を検討したいと思っているため、乗合旅客運送だけという文言を修正したい。

	いのではないかと考える。様々なモビリティをミックスすることで、各交通手段の役割分担を設定し、地域の公共交通を確保していただきたい。(齋藤委員)	
(5)-4	会議の進め方について、昨年度は無償での運行実験を実施していたが、今年度は最初からやり直すという認識でよろしいか。(運天委員)	昨年度も名護市街地においてコミュニティバスの実証実験を実施している。昨年度の実証実験で判明したニーズや利用実績などを今年度の実証実験に反映させていく予定である。
(5)-5	周辺エリアにおけるコミュニティバス実証実験は無償運行の提案であるが、実証実験の期間中が無償運行であるという理解でよろしいか。 コミュニティバス実証実験の指名競争入札について受託した事業者を報告いただきたい。(慶田委員)	昨年度の公共交通会議での説明では、令和3年度の運行当初は無償での運行で実施し、年度途中から有償へ切り替える旨の説明をしていたが、今年度の協議会の開催がコロナの影響により遅れたことから、今年度も実証実験の期間中においては無償運行の予定である。 名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験の業務の受託者は、琉球バス交通である。 地域公共交通の作成及びコミュニティバス等支援業務の受託者は、パシフィックコンサルタンツ・ホープ設計共同企業体である。

【金城会長】

名護市地域公共交通計画作成の進め方(案)について、修正等を加味したうえで、提示した資料の内容で決定しても良いか。

(全員異議なし)

(6) 名護市街地コミュニティバス実証実験(案)について

<質疑応答>

番号	委員	事務局
(6)-1	市街地コミュニティバス(循環線)のダイヤ案について、1 周 39 分での運行は可能であるのか。(喜屋武委員)	運行ダイヤは、ルートの試走や運行業務受託事業者との相談の上設定している。多少のダイヤのずれはあるかと思うが、大きくずれることはないと考えている。
(6)-2	それぞれのルートや便が、どのような利用者をターゲットとして支援するのかを明確にし、これを実証実験において検証できるように仮説をもって取り組んでいただきたい。また、観光客、高齢者、障がい者のニーズを踏まえて検討いただきたい。(神谷副会長)	路線バス事業者とも調整しつつ、学生の通学については路線バス事業者に任せる。コミュニティバスは地域住民の移動や観光客(特に南北線)の周遊を補助するためのルート設定としている。特に、観光については名護市観光協会とも企画でタイアップしながら協力頂く予定であり、地域住民にも観光施設を利用してもらえようような取り組みを実施していく予定である。路線バス事業者の意見や利用者アンケートなども踏まえ、利用者のニーズも把握していく予定である。
(6)-3	コミュニティバスの受託業者を再度確認したい。 運行するコミュニティバス内には、パンフレットや時刻表を準備するのか。 特に高齢者などはバスの運転手に時刻表などを求めることが想定されるため、事前の準備をお願いしたい。(宮城委員)	名護市街地及び周辺エリアコミュニティバス実証実験の業務の受託者は、株式会社琉球バス交通である。 ダイヤを記載したチラシ、パンフレットを作成予定であり、バスの車内やルートの周辺施設へのパンフレットの配置やポスターの掲示を実施し、SNS も活用し、周知活動にも積極的に取り組む予定である。 指摘内容を踏まえて、準備を進めていく。

<その他意見>

- ・ コミュニティバスを通じて地元住民や観光客への観光施設利用促進について、企画を考えているところである。地域コミュニティや観光客の利用においてニーズは異

なるため、ニーズを踏まえた企画内容でテーマを決めて実証実験に取り組んで行きたいと考えている。

地域公共交通計画策定における目標を踏まえて協議に参加したいため、目標を提示・共有いただきたい。（前田委員）

- ・ この実証実験についてはタクシー協会としても需要の掘り起こしや色々なニーズを含めて協力していきたい。

実証実験の目的やターゲットは共有いただきたい。タクシーも地域住民や観光客の移動手段であるが、無料のコミュニティバスの運行に伴いタクシーの利用者数も減少することも考えられる。そのため、タクシー事業者にも利用者アンケート調査の結果や実証実験前後における動向について、情報を還元いただきたい。その上で、タクシーを含めた既存の公共交通も踏まえ、今後の公共交通のあり方を考えていきたいと考えている。また、タクシー事業者もコロナの影響にあり事業継続が厳しい状況ではあるが、今回の取組には協力していきたいと考えていえる。（津波古委員）

- ・ 身体障がい者に対して低床バスを活用できないかという意見もあった。高齢者、障がい者を含め交通弱者への福祉的な対策は議論していく必要がある。（野原委員）

【金城会長】

名護市街地コミュニティバス実証実験(案)について、提示した資料の内容で決定しても良いか。

（全員異議なし）